

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十二号）（国保医療課）

一 趣旨

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金の徴収に関し必要な事項を定めるための改正

二 内容

子ども・子育て支援納付金に係る次の規定を追加

(一) 納付金所得係数に関する規定

(二) 納付金所得等割合及び納付金被保険者数等割合に関する規定

三 施行期日

令和八年四月一日